厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
医療機関における国等が開発した医療安全にかかる情報の活用推進に向けた研究

分担研究報告書
医療安全支援センターが医療提供施設に対して行う情報提供の実態と課題

研究分担者 荒神　裕之　山梨大学大学院総合研究部医学域医療安全学講座・教授

研究要旨

医療安全支援センター（以下「センター」）が医療提供施設に対して行う情報提供の実態と課題を明らかにするため、令和 7 年度運営状況調査の追加調査として全国のセンターを対象にインターネット調査を実施した（令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月、193 センター回答、回答率 49.5%）。その結果、約 3 分の 1 のセンター（34.7%）が情報提供を全く実施していないことが明らかとなった。また、提供されていた情報の中では、再発防止関連資料の割合が高かった一方で、（公財）日本医療機能評価機構の医療安全情報や PMDA 安全性情報の提供率は低い傾向が見られた。センターが記載した自由記述から、①情報の分散による医療機関への到達困難、②プッシュ型発信の仕組みの欠如、③相談情報活用における守秘義務との緊張、という 3 つの構造的課題が示された。センターの情報提供機能の強化に向けては、医療安全情報のポータルサイト化、プッシュ型配信システムの導入、および相談情報の匿名化・類型化によるフィードバック機構の構築が優先課題として示唆された。

研究協力者

（一社）医療の質・安全学会　医療安全支援センター総合支援事業推進委員会委員（順不同）

・遠田光子
・山内桂子
・亀森康子
・渡邊文子
・藤井輝

（一社）医療の質・安全学会事務局

・池田憲治
・小松早希

A．研究目的

（背景）医療安全に資する様々なエビデンス・対策等が国内外の機関から発信されつつあるが、それらが医療現場で実装されるまでには様々な課題があり、実装研究の推進はグローバルにも提案されている（2023 年、閣僚級世界患者安全サミット）。本邦においては、日本医療安全調査機構や日本医療機能評価機構等が、事故等の未然防止・再発防止に資する情報（以下「外部情報」）を医療機関等に向けて提供しているが、医療機関における外部情報の活用状況や、その医療安全向上への寄与については十分に把握されていない。また、医療法に基づき都道府県等に設置されている医療安全支援センター（以下「センター」）は、運営要領（医政発第 0330 第 36 号）において、医療機関に対する情報提供を業務として実施することとされているが、その実施状況や課題は十分に明らかにされていなかった。

（目的）本分担研究では、全国のセンターを対象としたアンケート調査により、医療機関への情報提供の実施状況および課題を明らかにし、センターが行う情報提供の標準的内容の検討に資する基礎的知見を得ることを目的とした。

B．研究方法

本研究では、センターが医療機関に対して行う情報提供の実施状況および課題を明らかにするため、医療安全支線センター総合支援事業が実施したアンケート調査のうち、総合支援事業のホームページにおいて一般公開されている情報を用いた。

調査対象は、全国のセンター（二次医療圏に設置された医療相談窓口を含む）390 か所であり、調査は、「令和 7 年度医療安全支援センターの運営の現状に関する調査（運営状況調査）」の追加調査として実施された。調査方法にはインターネット調査（Web アンケート方式）が用いられた。調査期間は令和 7 年 12 月 19 日（金）から令和 8 年 1 月 16 日（金）であった。

調査項目のうち、本分担研究で分析対象とした項目は、センターが医療機関に対して行う情報提供（運営要領 4.（5）①）に関するものであり、(1) 医療機関に対して提供されている情報の種別（複数回答）、および（2）情報提供に関する自由記述（意見・提案）の 2 項目である。集計はのべ回答数と回答率 (%) を参照した。自由記述については、記載内容を質的に整理・分類した。

（倫理面への配慮）

本調査結果は、総合支援事業ホームページ（https://www.anzen-shien.jp/）で一般公開されており、個人や回答したセンターを判別する情報を含んでいない。

C．研究結果

１．回答状況

全国の医療安全支援センターを対象としたアンケート調査に対し、193 センターから回答が得られていた（回答率 49.5%）。

２．医療機関に対する情報提供の実施状況

医療機関に対して提供している情報の種別（複数回答）を表 1 に示す。「全て提供されていない」と回答したセンターが 67 センター（34.7%）と最多であり、約 3 分の 1 のセンターにおいて医療機関への情報提供が実施されていない実態が明らかとなった。情報提供を実施しているセンターのうち、提供している情報として最も多かったのは「医療事故の再発防止に向けた提言」および「医療事故の再発防止に向けた警鐘レポート」（各 53 センター、27.5%）であり、次いで「医療事故情報収集等事業報告書」（52 センター、26.9%）であった。一方、「医療安全情報（(公財）日本医療機能評価機構）」は 39 センター（20.2%）、「個別の医療提供施設に関する相談事例の通知等」は 35 センター（18.1%）、「医薬品・医療機器等安全性情報（厚生労働省医薬局）」は 26 センター(13.5%)であった。「センターに寄せられた教訓的事例」および「その他」はそれぞれ 25 センター（13.0%）であった。「医療安全情報（(独）医薬品医療機器総合機構）」を提供しているセンターは 18 センター（9.3%）にとどまった。

表 1　医療機関に対して提供されている情報（複数回答、n=193）

提供情報の種別	n	%
全て提供されていない	67	34.7
センターに寄せられた教訓的事例（但し、個別の医療提供施設への通知等によるものは除く）	25	13.0
個別の医療提供施設に関する相談事例の通知等	35	18.1
医療安全情報（(公財）日本医療機能評価機構）	39	20.2
医療安全情報（(独）医薬品医療機器総合機構）	18	9.3
医療事故情報収集等事業報告書（(公財）日本医療機能評価機構）	52	26.9

医療事故の再発防止に向けた提言（(一社）日本医療安全調査機構）	53	27.5
医療事故の再発防止に向けた警鐘レポート（(一社）日本医療安全調査機構）	53	27.5
医薬品・医療機器等安全性情報（厚生労働省医薬局）	26	13.5
その他	25	13.0

３．情報提供に関するセンターからの意見・提案

情報提供に関する自由記述に実質的な意見・提案を記載したセンターは 10 センターであった。回答内容を質的に整理すると、以下の 3 つのテーマに集約された。

(1) 情報の一元化・ポータルサイト化への要望　複数のセンターから、現状では情報提供元が日本医療機能評価機構、日本医療安全調査機構、厚生労働省等の複数機関に分散しており、医療機関が必要な情報を入手しにくいとの指摘がなされた。本調査票で例示された情報サイトを統合したまとめサイト（ポータルサイト）の構築や、欲しい情報を選択できる機能の整備を求める意見が複数みられた。

(2) プッシュ型情報発信への要望　現状では医療機関が自らアクセスして取得するプル型の情報提供が主体であることへの問題意識が示され、登録配信やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による最新情報の自動発信（プッシュ型）の仕組みを望む意見がみられた。また、保健所・医師会等の中間機関を経由する現行の流通経路では全医療機関への周知が困難であるとの課題も指摘された。

(3) センター固有情報の提供に関する課題センターに寄せられた相談・苦情内容を「医療安全の推進に資する情報」として扱うことへの判断の難しさ（何をもって該当するか不明）や、守秘義務の観点からの公表への抵抗感を示す回答があった。また、自センターが情報を提供するのではなく機構等から医療機関へ直接提供されているとの認識を示したセンターも存在した。

D．考察

１．情報提供の実施状況に関する考察

本調査の結果、約 3 分の 1 のセンター（34.7%）が医療機関への情報提供を一切実施していないと回答したことは注目すべき点である。医療安全支援センター運営要領（医政発第 0330 第 36 号、令和 4 年改正）では、センターの業務として「医療安全の推進に資する情報の提供」が明示されているにもかかわらず、相当数のセンターにおいてこの機能が果たされていない実態が明らかとなった。この傾向は、児玉班（平成 26・27 年度、厚労科研）が訪問調査によって示した、センターの業務機能には「発展型」から「不全型」まで類型差が大きいという知見、すなわちセンターの実施する業務内容は設置主体の裁量に委ねられた地方自治事務としての性格を強くもつという構造的課題と一致している（「児玉安司. 医療安全支援センターの業務及び運営の改善のための研究. 厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）平成 26 年度報告書, 2015.」）。

情報提供を実施しているセンターにおいて、(一社）日本医療安全調査機構が発行する「再発防止に向けた提言」および「警鐘レポート」の提供率（各 27.5%）が相対的に高い一方、日本医療機能評価機構の「医療安全情報」の提供率（20.2%）や医薬品医療機器総合機構（PMDA）の安全性情報（9.3%）の提供率が低い点は注目される。医療安全支援センター総合支援事業が運営する令和 6 年

度運営状況調査において、センターが地域の医療機関への情報提供の充実を課題として継続的に挙げてきた経緯と対応しており、提供されている情報の種別にも偏りが存在することが示唆された。日本医療機能評価機構やPMDAの安全情報は全医療機関が活用すべき重要な外部情報であることを踏まえると、これらの情報が十分に医療機関へ届いていない可能性がある。

２．情報提供の課題に関する考察

自由記述の分析からは、「情報の分散・到達困難」「プル型からプッシュ型への転換要望」「センター固有情報の取り扱い困難」という3つの構造的課題が浮かび上がった。

第一に、情報の分散・到達困難の問題については、提供元が日本医療安全調査機構・日本医療機能評価機構・PMDA・厚生労働省等の複数機関にわたるため、センター職員が情報を選別・整理した上で医療機関へ届けることの難しさがある。センターが医師会等の中間機関を経由して情報を転送せざるを得ない現行の流通経路では、小規模な診療所等への到達は構造的に困難であることが示された。

第二に、プル型からプッシュ型への転換要望は、本研究の研究目的(研究目的3・3b)にある「医療安全支援センターが行う情報提供の標準的内容の検討」に直結する重要な知見である。医療機関が自ら情報を取得しなければならない現状（プル型）は、情報の活用が医療機関側の姿勢・能力に依存するという実装上の障壁を生み出している。センターが登録配信や SNS 等を活用したプッシュ型の発信主体となることで、より多くの医療機関への情報到達が期待される。

第三に、センターに寄せられた相談・苦情に関する情報をセンター固有の「医療安全情報」として医療機関に提供することへの困難さは、守秘義務との緊張関係に由来する。この点は、児玉班の研究においても「センターが蓄積する情報の地域へのフィードバック」が課題として指摘されてきたものであり、解決に向けては個人・施設が特定されない形での類型化・匿名化の仕組みや、共有のための法的・倫理的ガイドラインの整備が必要と考えられる。令和 6 年度運営状況調査の結果においても、センターが相談情報をもとに地域医療機関への医療安全情報を発信できる仕組みの導入検討が言及されており、本研究の知見はその必要性を改めて裏付けるものである。

Ｅ．結論

全国の医療安全支援センターを対象としたアンケート調査（193 センター、回答率49.5%）の結果、以下の2点が明らかとなった。

第一に、約3分の1（34.7%）のセンターが医療機関への情報提供を実施しておらず、情報提供機能の実施状況にはセンター間で大きな差がある。情報提供を実施しているセンターでは、再発防止に向けた提言・警鐘レポート（各27.5%）や医療事故情報収集等事業報告書（26.9%）の提供が多い一方、医療機関が広く活用すべき医療安全情報（日本医療機能評価機構、20.2%）やPMDA安全性情報（9.3%）の提供率は低く、提供される情報の種別に偏りが認められた。

第二に、センターからの自由記述では、「情報の分散・到達困難」「プッシュ型発信の仕組みの欠如」「センター固有情報の取り扱いに関する守秘義務との緊張」という3つの構造的課題が示された。これらは児玉班をはじめとする過年度の研究でも繰り返し指摘されてきた課題であり、情報提供機能の強化に向けた制度的・技術的支援の必要性が改めて確認された。

以上を踏まえ、センターが医療機関に対して行う情報提供の標準的内容を検討するにあたっては、(1) 複数機関の医療安全情報を一元的に集約・検索可能なポータルサイトの整備、(2) 医療機関が登録することで情報を自動受信できるプッシュ型配信システムの導入、(3) センターが相談内容を匿名化・類型化して地域の医療機関にフィードバックできる仕組みの構築、の 3 点が優先課題として示唆される。

Ｆ．研究発表

1.　論文発表

なし

2.　学会発表

なし

Ｇ．知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

以上